

## 〈論文〉

# 感化院千葉県立生実学校おゆみの感化教育への取り組みに 関する一研究

## —初代校長村岡菊三郎の感化教育思想と感化院委託生制度—

小倉 常明

### Abstract

不良少年を更生させるための児童福祉施設として、児童自立支援施設が設けられている。その歴史は 100 年以上になるが、施設種別の特性からか、あまり多くの研究がなされていないのが現状である。本研究では、明治期に感化院（当時の名称）として千葉県に設けられた千葉県立生実学校の創設と初代校長であった村岡菊三郎の感化教育思想を、生実学校に関する史料等から検証してみた。

同施設と関係性のあった、全国で 2 番目に歴史のある千葉感化院が成田の地へ移転し、名称を変えた成田学園（現、児童養護施設成田学園）との間で交わされた「委託生」についても、確認してみた。

**キーワード：**千葉県立生実学校、村岡菊三郎、感化教育、成田学園、委託生

### はじめに

千葉県立生実学校は、千葉市中央区生実町にある不良少年等の更生を目的とする児童自立支援施設である。近隣の民家やバス停から少し奥まった、100mほどの急な坂道を上ったところに生実学校（生活寮と校舎）は位置している。設立当初は、千葉市ではなく、千葉郡生浜町で、周囲一面が農業地域であった。1951（昭和 26）年に、川崎製鉄（現、JFE スチール）千葉工場が移転してから、その関連会社社員及び家族等の転入が相次ぎ、周辺地域の宅地開発が進み、一部農業地域を残しながらも、住宅地へと移り変わっていった。

生実学校は、1900（明治 33）年に感化法が制定され、千葉県立の感化院として設置されたものである。1947（昭和 22）年に児童福祉法が制定されるまでは、感化院であったが、児童福祉法制定後は教護院という種別となった。児童福祉法制定 50 周年の 1997（平成 9）年に、児童福祉法が改正され、児童福祉施設の種別も大幅に見直され、教護院は児童自立支援施設となった。

生実学校の初代校長が村岡菊三郎である。村岡は、当時の体罰主義中心の感化院の処遇とは一線を画した取り組みをしており、生実学校の運営方針が、当時の『千葉毎日新聞』に掲載されていたのを確認することができた。村岡がどのような感化教育思想を持って、当時の不良少年の更生にあたったのかを、現存している史料を中心に検証していくこととする。

### 1. 感化院の歴史と生実学校設立の状況

日本における不良少年の更生を目的とした感化院の歴史からみていくこととする。1885

(明治18)年、東京府において、高瀬真卿が「東京感化院」を設置した。これが、我が国最初の感化院とされている。その翌年、1886(明治19)年には、千葉県内の各宗寺院が結集して、現在の千葉市中央区にある千葉寺に「千葉感化院」を設けた。<sup>1)</sup>これらの感化院は、社会福祉の歴史のなかでも著名である留岡幸助の家庭学校(1899(明治32)年)に先んじて設立されたものであった。そして1900(明治33)年に感化法が制定され、その後の法改正により、各府県に感化院の設置が義務となった。

1909(明治42)年、千葉県は、後に初代校長となる村岡菊三郎を、県立感化院創立事務嘱託として雇用し、感化法への対応に当たらせることとした。そしてその場所の選定に際しては、不良少年の収容という役割機能から、人里離れた山中がよいであろう<sup>2)</sup>とされていたが、村岡を始めとする関係者の要請により、千葉郡生浜町北生実八幡山(現、千葉市中央区生実町)が候補地となった。敷地のほとんどは国有地であったが、それに加え、八幡神社の氏子総代から千葉県に寄付された土地も利用された。そこに、1909(明治42)年3月、県立感化院として、千葉県立生実学校の名称と位置が正式に決定、告示されることとなった。同月に、「千葉県生実学校規則(県令)」「同校職制(県令)」「同校職員職務規定(訓令)」「同校生徒費用徴収規定(県令)」「同校施行細則」が設けられた。そして、同月31日をもって、村岡が初代校長に任命され、1918(大正7)年までの9年間務めることとなった。

『千葉縣教育史 卷四』には「明治四十二年三月一日より本縣に於て感化法を施行する旨内務大臣より通達され、同年三月十日本校の位置並に生實學校なる名稱を許可せられた。同年十一月校舍竣成して生徒を収容して教育を開始した。翌四十三年六月農業實習地を擴張し四十四年四月第二寮舎(寄宿舎)を増築した。かくて獨立自營に必要な教化訓育を施し善良の慣習を養ふて居る。」(注1)としている。

## 2. 留岡幸助との関係と村岡菊三郎の感化教育事業

村岡菊三郎の人物像に関しては、生実学校の『創立70年誌』のなかに、以下のような記載がある。

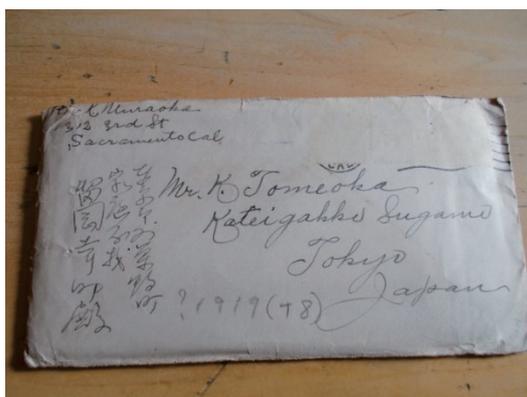
「村岡氏は明治学院神学部を卒業後、キリスト教伝導に従事、日本各地に布教伝導の実績を残し、遠くアメリカにもその足跡を残されている、その人格は高潔で、愛の心に徹し、当校校長に就任後は、外国等における非行少年の教化方法を取り入れ、設備の拡充、社会の啓蒙等に献身的な努力を傾け、感化院としての当校の基礎を築かれた」(注2)。

また、北海道家庭学校(私立児童自立支援施設・北海道遠軽町)博物館に、村岡から留岡宛ての手紙が保管されており、留岡と村岡には何等かの接点があった可能性がある。

それらは、村岡が生実学校を退職した後、アメリカのサクラメントから送られているものであった。手紙のなかには就職の斡旋を留岡にお願いするものか、村岡の履歴書のようなものが同封されていた。

生実学校の『創立70年誌』のなかに「村岡校長の教育方針」とされる記載がある。それはまだ、生実学校が本格始動する前の1909(明治42)年5月、千葉県教育会総会においての演説の一部である。その演説要旨は以下のとおりである。

「第一ニ申上ゲタイノハ我ガ生実学校ノ名称ノコトデアル。素ヨリ感化法ニ本ヅイテ(原文のまま)ノ設立サレタ純然タル感化院ニハ相違ナイガ、夫ヲ学校名義ノモノニシタ理由トイウモノハ、入学スル生徒ニ悪感情ヲ起サセズニ、却ッテ自重ノ心ヲモッテ安ンジテ勉強スル



※写真①

左上の部分に村岡の名前と、サクラメントという記載がある。

宛名は留岡宛であり、まだ、巢鴨に家庭学校があった時期に送られたため、その住所宛てとなっている。



※写真②

村岡の経歴をまとめた履歴書が4通程、同封されていた

コトノデキルヨウニシテヤリタイトイフトコロヨリ、学校名義ヲ用ヒタルコトニナツタモノデアリマス。ドウゾ今後本校ヲ呼ブニ県立感化院ヲモッテセズ、必ズ県立生実学校ヲモッテセラルルヨウ堅ク希望シテ置ク次第デアリマス。」(注3)

このあたりの思いは、留岡の影響を受けているのではないかと思われる。施設や感化院とは呼ばずに、「学校」という呼称に強く拘ったのは、不良行為の原因として、不良少年に「教育」が欠如しているため、「学校」のような「教育」を施し、更生へと導くという、留岡の思想と類似している<sup>3)</sup>。感化法が制定されたこの時代、多くの感化院が設立されたが、家庭学校や生実学校といった「学校」という名称をつけた施設もあったのである。

「第二ニ申上ゲタイノハ、本校ニ入校スル生徒並ビニコレト同様ナル性行ノ少年少女ニ対スル代名詞ノコトデアリマスガ、世間一般ニ之ヲ不良少年トモウシテオリマスガ、私ハ甚ダ不穏当ノコトダト思フデアリマス。今日デハツンボヤオウシヲサシテハ聾啞トイイ、タワケ者ヲバ白痴トイウガ如ク、デキルダケ耳障リノ少ナイ然モ科学的ナ代名詞ヲ選ブ傾向ニナツテ居ルデアリ、独リ此ノ方ノ少年ニ限り、少シ位良クナイ所作ガアルカラトイッテハ直チニ之ヲ不良少年ト呼ンデ、恰モ精神自殺ヲ宣告スルモ同様ナ待遇ヲナスコトハ実ニ残酷極マルコトデアリマス。全体カカル少年ガ不良ノ行為ヲ働クニ至ルソノ原因ニツイテ之ヲ追及シテミレバ、ソノ子ノ性行万端ニ対シテハ、全クソノ親ニ責任ヲ負ワサネバナラヌ状態デアリ、又教育上ノ見地カラシテモ生徒ニ対シテハ出来ル限り同情ヲ持チ、或ルトコロマデハ敬意ヲ払ウテ之ニ向ワネバナラヌモノデアルコトヲ痛感スル故ヲ以テ、私ハ不良少年ノ語ニ代エテ「保護少年」ノ名称ヲ以テシタイト思フデアリマス。……更ニ進ンデハ感化教育ニ、感化法ナル法律ノ名称マデモ保護教育法ト改メルコトニシタイト思フデアリマス。……」(注4)

村岡は感化院への入所対象となる生徒に対して、その呼び名にも拘りを持っていた。世間一般では「不良少年」とされている呼び名を避け、「保護少年」という呼び名を使用したい旨を述べている。「不良」という言葉は、「良」という言葉に対して、否定的なものである。この考え方は現代の児童自立支援施設での処遇や、社会での受け入れ側も検討してもよいのではないかと感じる。

「第三ニハ将来収容スル生徒ノ種類ニツイテ申上ゲマス。

……タトエバ数百ノ児童ヲ有スル学校ニ於テ、唯一人ノ悪イ児童ガアルトシテノ場合ヲ考エルニ、多数ノ善イ子ニ善化サレテ悪イ子ガ善クナルカト云ウニ、之ハ理想デアリ、事実ハ一人ノ悪イモノノ為ニ多数ノ善イモノガ漸次悪化サレテ悪イ風ガ全校ニ蔓ルトイフノハ世ノ教育者諸君ノ皆一同ニ経験ナサル所ダト考エマス。取りモ直サズ、私ノ学校ハ少数ニシテ而カモ悪化力ノ強イモノダケヲ収容スル特殊ノ設備デアリマス。……私ノ学校ハ、ソノ名ノ示スガ如ク純然タル学校デアリ、而カモ家族主義ヲ大イニ加味シテ学校教育ヲ施スノガ我生実学校ノ精神トスル所デアリマス。法律ニハ生徒ニ対シ親権ヲ行ウコトガ出来ルト規定サレテアツテ、外ノ教育機関ニハ殆ンド類例ノナイ特権ヲ付与サレアル位ダカラ、此ノ種ノ教育ニハ家族関係ノイカニ深大ナ存在デアルカヲ想像シ得ラレルコトト思ワレマス。此ノ教育ノ理想トシテ、学校長又は教師タルモノハ、児童ニ対シテハ常ニ親心ヲ以テ相接スルコトガ何ヨリノ秘訣デアルト信ジテオルノデアリマス」(注5)

ここでも、村岡の取った「学校教育」と、「家族主義」という思想は、留岡が家庭学校を設ける際に掲げていた感化教育思想と相似している。そもそも留岡の家庭学校という名称は、家庭的な愛情と学校のような教育を施すというところからきている。ほぼ同時代に、同じ感化教育事業に取り組んでいた村岡の思想は、留岡の思想に相通じるものを感じる。

土井によると、留岡と村岡の接点については以下のように述べている。

「家庭学校と基督教、そして同志社との関係は切っても切れないものがある。金太郎飴のように、どう整理してみてもついてまわる。ここでは「社会活動に取り組む」という限定をつけて、2」のところに入れても差し支えない人々であっても、主として講師の事業・実践の最先端で生き、きずなを保ち続けた人々を取り上げることにする。……(中略)

次に、慈善事業家、救済事業家のグループ。発信名簿に登場するこの手の人々は全員、ほぼ間違いなく幸助と深く長い交流を経た同志と考えてよい。領域別に列挙すると、出獄人保護事業の金原明善(3)、原胤明、救世軍の青木賢次郎(74)、山室軍平(347)、婦人矯風運動の小崎千代、松宮弥平(216)、職業紹介事業の八濱徳三郎(218)、青木庄蔵(345)、監獄改良から救済事業に向かった小河滋次郎、育児事業の金子尚雄(273)、感化事業の村岡菊三郎(196)、野崎宏(228)、松井豊吉(352)、東京府社会事業行政の草分けであった岡」(注6、下線筆者)

「第四ニハ本校ノ教育方針ヲ少シ申上ゲマス。先ヅ一般ニ、此ノ種ノ教育ニハ、半日ハ学術ノ教育、半日ガ実科ノ教育デ、夜ハ復習ト娯楽ト昼間ノ補充教育トノ三ツヲ程ヨク配当スルモノデアリマス。……

実科ノ方ハ農業本位デ、一般ノ百姓ガヤレルダケノ仕事ハ一通リヤラセル考エデ、副業的ナモノトシテハ、養蚕ハ勿論豚、鶏、兎ナドハ絶エズ飼育シ、追テハ乳牛モ飼育シ、養鯉モヤル運ビニシタイト思ッテオリマス。夫カラモウツハ本県ノ如キ海岸線ノ長イ土地デハ、漁業家ノ子弟等モ必ス収容セラルルコトナラント思ワルルニツキ、船ヲ一艘作ッテ操船又ハ簡易ナ漁業ノ講習モサセテ、成ルベク本校ノ教育ガ家庭トノ連絡ヲ絶タヌヨウニシタイト思ッテオリマス。要スルニキョウイク方針トシテハ、農家ニモ漁業ニモツブシノ利クヨウニ躡ネバナラヌト考エテオリ、今日流行ノ「テニス」ヤ「ベースボール」ノヨウナハイカラのノコトヲヤル代リニ、草履ヲ作り、縄ヲナイ、網ヲスクヨウナ蛮カラ的ノ仕事ヲ奨励スル積リデアリ、農事ヲスル場合ハ私共モ一緒ニ肥桶ヲ担ギ鍬ヲ取ツテヤル積リデアリマス」(注7、下線筆者)<sup>3)</sup>

現在は産業道路、工場、商業施設等で埋立地となっていて、生実学校が漁業をする場所としては、適しているとはいえないが、記念誌の中には、実習船のような船を所有していたと思われる写真が残っている。こうした村岡の講演内容からも、村岡なりのポリシーを持って、感化教育事業へ取り組もうとする姿勢を窺うことができる。

### 3. 村岡菊三郎の感化教育思想

村岡は自身の感化救済事業思想について、1909（明治四十二）年の四月から五月にかけて千葉毎日新聞紙上において、合計29回に渡って掲載している。その題目は「保護児童の保護教育に就て」として、副題には、「世界における保護教育の起原（原文のまま）」「保護児童の種類及其原因」「保護児童教育上の方針」としている。

#### (1) 「世界における保護教育の起原」

村岡は「不良少年てふ銘を打つて、宣告的に彼等の名譽を奪ひ去るの嫌ある代名詞を之に投げ與ふるは、如何に彼等が自業自得の結果とは云へ實に残酷無情の所為であつて、決して文明的又は教育的の遣り方でない」(注8)と言つて、「不良少年」という呼称について、強く否定していた。さらに英国の監獄事情を例にあげ、日本においても急増する監獄収容者のことについて言及し、「保護児童」に対する「保護教育」を、「国家事業」であり、「国家問題」であると述べている。また、英国のレッドヒル保護院を例にあげ、英国の監獄教育の先駆的な取り組みについて述べている。

#### (2) 「保護児童の種類及其原因」

ここでは村岡は「保護児童」について、(一) 盗児附偽言者 (二) 懶惰者 (なまけもの) (三) 乱暴者 (四) 浮浪者 (五) 乱費者と分類しており(注9)、その原因については、「境遇」と「遺傳」とは分け、さらに「境遇」については、「社會的境遇」と「家庭的境遇」としている(注10)。「保護児童」の説明は以下のようになされている。

(一) 盗児附偽言者：盗児は「うそ」をつくものであり、「うそ」をつくものが「盗児」となるといつている。

(二) 懶惰者 (なまけもの)：労働と苦痛とを同一物と心得ているもの

(三) 乱暴者：気に入らぬことがあれば、手当たり次第に当たり散らすもの

- (四) 浮浪者：どこをどうとあてもなく、ぶらつき回るもの
- (五) 乱費者：物を買いたいというより、お金を使ってみたいというもの

この時代は、不良少年は不良少年として、表現に語弊があるかもしれないが、十把一絡げにして感化院に送致していたものが多い。村岡のように、不良少年を類型化したケースは類を見ないのではないのではないだろうか。

### (3) 「保護児童教育上の方針」

ここでは保護児童に対する教育上の方針として、(一) 起臥飲食を大に節制すること (二) 満腹主義に依ること、などをあげている (注 11)。

村岡は、不良少年を単に体罰によって、善良の道へと導くという処遇方針ではなく、保護教育の起源を探りながら、保護児童の種類と原因を明確にしたうえで、教育上での方針を明確に示している。

## 4. 感化院における委託生制度

この時代、明治から大正期は、江戸時代以前から続いていた篤志家を中心とした、慈善事業、博愛事業と呼ばれるものから、国が生活困窮者を放置しておくことに危機感を感じ、介入することへと転換する、感化救済事業の時代へと向かっていった。

社会福祉の法制度も未整備な状態で、1874 (明治 7) 年に制定された恤救規則があるのみで、その前文に記されているように、「人民相互の情誼」を前提としているように、公的に救済の乏しい時代であったといえよう。

先程確認した『千葉県教育史 巻四』のなかには、「同年現在の生徒十六名の少年を収容し、外に六名を成田感化院に、女四名を横濱幼年保護会に委託収容した」とされている。成田山感化院との委託生誓約書は以下のとおりである。

### 「誓約書

成田山感化院ト千葉県立生実学校ハ生徒委託ニ関シ左ノ事項ヲ約定ス

1. 生実学校ハ自今左ノ資格ヲ有スル児童ヲ成田山感化院ニ保護教育ヲ委託ス
    - イ. 満 8 才以上ノ児童ニシテ性行不良ノ者但シ是迄他ノ場所ニ於テ保護教育ヲ受ケタルコトナク且不良ノ程度ハ将来犯罪人トナルベキ虞アル者
    - ロ. 生実学校ニ於テ未ダ教育ヲ施サザル者
  1. 生実学校ハ委託生 1 名ニ対シ其ノ費用トシテ月額 8 円ツツ毎月 3 日迄ニ成田山感化院ニ納金スベシ
    1. 委託生交付ノ場合ニ於テハ其ノ手續キト費用ハ総テ生実学校之ヲ負担ス
  1. 生実学校ハ委託生ノ教育ニ付テハ成田山感化院ノ教育方針ニ一任ス
  1. 成田山感化院長ト生実学校長ハ熟議ヲ遂ゲタル後ニアラザレバ委託生ニ対シ中途謝絶スルコトナシ
  1. 前文各項中変更ヲ要スル場合ハ双方ノ同意ヲ経ベシ
- 右覚書 2 通ヲ作り之ヲ交換シ後日ノ証トスルタメ記名調印ス

明治 42 年 8 月 26 日

千葉県立生実学校長 村岡菊三郎 ㊟  
成田山感化院長 石川照勤 ㊟ (注 12)

こうした「委託生」という方式については、この時代、盛んに行われていたようである。まだ、国立施設が無かったという時代、処遇困難の不良少年たちを、人里離れた遠方の地にある感化院に送致することなどもあった<sup>4)</sup>。

生実学校でも「将来犯罪人」となる可能性のある児童を委託するとあるように、処遇困難な児童を委託生として、先行して感化教育に取り組んでいた成田山感化院に委託をしていたのである。しかしながら、そのかかる費用が月額 1 人 8 円という負担が、生実学校の財政を圧迫したものと考えられる。当時の 1 円の価値が、現在の貨幣価値に置き換えると約 2 万円とすると、8 円は約 16 万円となる。それだけの金額をかけてまで、委託生をお願いすることが果たして有効であったかということも検討していかなければならない (注 13)。

この委託生制度について『成田学園五十年史』には以下のような記述がある。

「感化法の改正に伴って我が千葉県でも感化院を設置することになって、明治四十二年千葉郡濱野村 (原文のまま) に縣立生實學校が出来た。當時の長官は有吉忠一氏であった。氏は稀に見る社会事業熱心家で、之が設立には非常な努力を拂ふと共に、既に早くより存する當院をも活用せんと企てた。即ち縣下の要保護児童を二分し、一を縣立に、一を當院に収容し、其機能を十分ならしめ、以て本縣感化教育の方面に着々其の實を挙げやうと計ったのである。そして長官自らも當院を參觀して親しく院長に面会し、又双方當事者を数次会見せしめ、茲に生徒委託の約が出来上がったのである。左記は當時取交はした誓約書である。

誓約書 (中略)

此制約に基いて七名の生徒を受託し、一名不成績、六名好成绩の結果を挙げたが、有吉長官の轉任後委託生をよこさなくなり、大正四年一月には村岡校長は生徒を遠く硫黄島とやらに送ることを始められ、當時残ってゐた委託生二名も無理に引取られて其島に送られ、委託のことは茲に終りを告げることになった。」(注 14) (注 15)

当時の委託の状況について、佐々木光郎の「成田山感化院への委託児童一覧表」によると、7名とされていた委託児童は実は8名で、委託後1ヶ月で事故退学(行先不明や再非行)の児童を除いたものと思われる。佐々木によると、その7名の児童は9歳~14歳で、委託期間が2年~5年であった(注16)。

誓約書の文言のなかには、この委託生制度については、「中途謝絶スルコトナシ」とされていた。そのため、成田山感化院側としてみれば、誓約が一方的に破棄されて、委託生契約が無碍にされた感は否めないであろう。

## 5. 村岡以降の生実学校の実業教育

生実学校では、1913(大正2)年の2月に、君津郡長浦村大字蔵波字鎌倉街道の官有原野を実習地として払下げを受け、同年10月には生徒宿舎、収納舎、畜舎、肥料舎等の建物を建築し、生徒20名が移転し、以後、長浦分校と称した。分校には「主として年長組が収容され、義務教育のほかに農業実習教育として、三町八反歩余りの実習農場に、陸稲・麦・さ

つま薯・里芋・落花生等を輪作していたというのが、創立当時の分校周辺一帯は人家も稀な原野であった」(注17) ようである。

戦後、生実学校の校長をしていた大島三之助氏への聞き取りでは「県の福祉施設があるあたり、袖ヶ浦ですか。そこの分校に年長は送られていましたから。生実学校袖ヶ浦分校ですよ。主として農業をやっていましたよ。年少の子どもたちは本校での学校教育が主でしたけどね。十四、五歳でまた更生しない子を、農耕を主とする分校に送ってましたね」(注18) と述べている。

分校まで設けて、農業実習に取り組んだ背景には留岡の感化教育思想の影響があったのではないだろうか。留岡が巢鴨の地から、北海道遠軽町に感化教育の場を求めたのは、農業実習に取り組むための広大な敷地を求めていたからである。<sup>5)</sup>

### まとめにかえて

千葉県立生実学校は、現代のように不良少年の問題行動を分析し、その要因を究明し、適切な処遇がなされていない明治、大正、昭和といった時代から、現在にいたるまで、一貫して不良少年たちの社会復帰、更生のために尽力している。その初代校長であった村岡の思想は、当時、そして、社会福祉史上においても、特筆すべき人物の一人である留岡幸助の感化教育思想の影響を受けながら、当時として画期的であった、不良少年たちを要因別に分け、更生に取り組もうとしていた。

生実学校での委託が難しい不良性の高い少年については、感化院としての経験豊富な成田学園に委託生として送っていた。しかし、その委託費の負担が、生実学校としては厳しくなっていたためか、成田学園への委託を辞め、小笠原脩齋学園へと送致していたようである。

千葉県文書館所蔵の成田山感化院の史料のなかにある「委託」では、以下のような記録が残されている。

千葉県知事佐柳藤太殿

生徒委託ニ関スル件

管内委託報告

香取郡佐原町篠原五四五

戸主平民 善治郎庶子

大正元年八月参拾日入學 香取幸吉

明治参拾四年拾月五日生

右者成績佳良ニツキ左記ノ者ニ管内委託ノ儀取り

斗ヒ候也

左 記

一、委託者ノ住所 山武郡豊成村中野番地不詳

一、同 氏 名 飛田寅之助

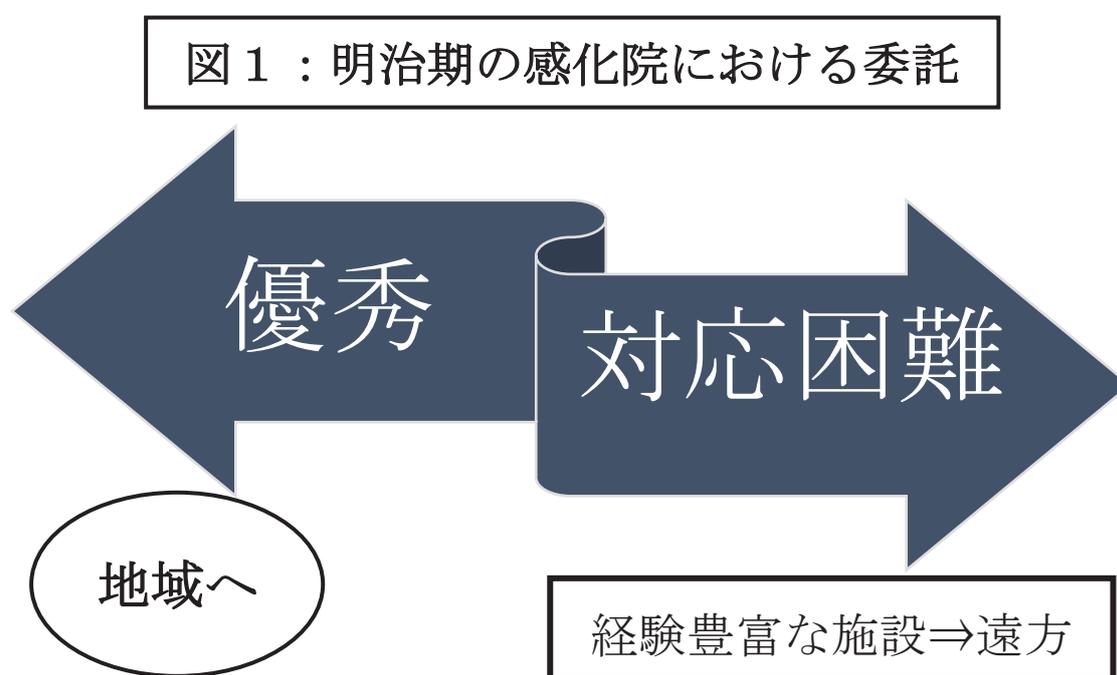
一、同 職 業 農業

一、委託ノ条件 徒弟トシテ無期間農業見習ノコト

以上

素行優秀な少年を、将来的な社会復帰を見越して、民間の農家に預け、職業訓練と家庭養育の双方を身につけるものとして行われていたということである。(注 19)

生実学校が成田学園、小笠原脩齋学園に「委託」していたのは、優秀な生徒をお願いするのではなく、生実学校では対応することが困難な生徒を、最初は成田学園に委託をしていた(図1)。しかしながら、その委託料の負担から、委託料を求めない、小笠原脩齋学園に委託替えした可能性もある。特に小笠原の場合は、現地の農業従事者不足を補うことを狙いとしていた傾向もあり、「委託」という名に隠された安上がりな労働力確保のための取り組みであって、少年たちの社会復帰や、更生といった本来の目的が上位となっていなかったのではないかと考えられる。このことに関しては、今一度、確たる史料を分析し、検証する必要があると感じている。



昨今の日本における労働者不足は、業種によっては深刻な状況となっている。それを補うかのように始まった外国人労働者の「実習生」制度もその一つであろう。もはや日本は、外国人労働者、「実習生」の存在なくして、成り立たないといっても過言ではないくらいの状況となっている。「実習生」という名目で、安価な労働力として活用している事業主も少なくないのではないだろうか。<sup>6)</sup> 過去に、不良少年たちを更生させる目的であった「委託生」と言っていたものが、いつしか安価な労働力となっていて、本来の目的を逸脱してしまった過去の教訓を忘れてはいけない。

#### 注

- 1) 東京感化院は、長い歴史のなかで、紆余曲折しながらも、現在、児童養護施設「錦華学院」として、千葉感化院は児童養護施設「成田学園」として運営されている。
- 2) 不良少年を収容するという点から、感化院は、街中に設置するというよりも、その性格

上、人里離れたところに設置されていた。東京府立小笠原脩齋学園は、遠洋の離島である小笠原であったし、いまでこそ、都市部となっているが、東京感化院や千葉感化院も、都心部からやや離れた場所に設けられていた。

- 3) 山崎(伊藤)由可里「感化委員長会議等に見る障害児問題の展開—国立感化院設立(1919年から少年教護法制定(1933年)まで—『特殊教育学研究.37(2).1999 このなかで、山崎は国立感化院の役割機能について「第一に国立感化院は地方感化院で処遇困難な者をも対象とすること」としている。
- 4) 東京府が遠方の地、小笠原に設けた府立感化院修齋学園なども、多くの委託生を受け入れていた。また、『小笠原及八丈島記』(1916年 東洋タイムス)には「つい此間は千葉の感化院から送られて居る竹内と呼ぶ十七歳の少年が激しい労働に苦痛を感じ抜け船を思ひ立って先づ主人の家を出て山に入った」という記載があった。
- 5) 留岡は巢鴨から移転を検討する際に、広大な敷地を求めて、台湾や小笠原等も候補にあげていたようであるが、早熟な不良少年に南方はよくないと判断し、北海道を選択したようである。
- 6) 労働力不足は、社会福祉の分野、特に高齢者福祉の老人ホームでも起こっており、2017年11月『中央公論』(p.134)には、「職員が集まらないので派遣・紹介会社を利用せざるを得なくなっている」「民間企業が計約四三億円の負債を抱えて倒産したが、これも人手不足が業績悪化を招いたケース」としている。

## 文献

- (注1) 『千葉縣教育史 卷四』千葉縣教育會 1979年 379頁
- (注2) 『創立70年誌』千葉県生実学校 1979年 4~5頁
- (注3) 『創立70年史』千葉県生実学校 1979年 12頁
- (注4) 『創立70年史』千葉県生実学校 1979年 12頁
- (注5) 『創立70年史』千葉県生実学校 1979年 12頁
- (注6) 『創立70年誌』千葉県生実学校 1979年 2頁
- (注7) 『創立70年誌』千葉県生実学校 1979年 12~13頁
- (注8) 1909(明治四十二)年四月八日 千葉毎日新聞
- (注9) 1909(明治四十二)年四月十八、二十、二十一日 千葉毎日新聞
- (注10) 1909(明治四十二)年四月二十三日 千葉毎日新聞
- (注11) 1909(明治四十二)年五月二十一日 千葉毎日新聞 (注17) 佐々木光郎「昭和初期における千葉県立生実学校の感化教育実践史」『千葉・関東地域社会福祉史研究』第32号 2007年
- (注12) 『成田学園五十年史』成田学園 1936年 199頁~201頁
- (注13) <http://manabow.com/zatsugaku/column06/> (2021年10月4日確認)
- (注14) 『成田学園五十年史』成田学園 1936年 199頁~201頁
- (注15) 『成田学園五十年史』成田学園 1936年 199頁~201頁
- (注16) 佐々木光郎「昭和初期における千葉県立生実学校の感化教育実践史」『千葉・関東地域福祉史研究第32号』2007年 3頁
- (注17) 『袖ヶ浦町史 通史編 下巻』袖ヶ浦町史執筆委員会 1990年 481頁

- (注 18) 小倉常明「戦後の千葉県における児童福祉について（教護院生実学校を中心に）」  
『千葉県社会事業史研究第 26 号』千葉県社会事業史研究会 2000 年
- (注 19) 千葉県知事佐柳藤太宛て「生徒委託ニ関スル件」大正 4 年 6 月 16 日文書（千葉県  
文書館所蔵）

小倉 常明（おぐら つねあき） 東京通信大学 人間福祉学部 准教授

